



我孫子市告示第239号

令和5年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和4年10月25日

我孫子市長 星野 順一郎

1 我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2, 510	26	高級船員	3, 050
2	普通作業員	2, 110	27	普通船員	2, 420
3	軽作業員	1, 490	28	潜水士	4, 110
4	造園工	2, 200	29	潜水連絡員	3, 030
5	法面工	2, 660	30	潜水送気員	2, 970
6	とび工	2, 820	31	山林砂防工	2, 690
7	石工	2, 750	32	軌道工	5, 090
8	ブロック工	2, 530	33	型わく工	2, 560
9	電工	2, 450	34	大工	2, 560
10	鉄筋工	2, 870	35	左官	2, 780
11	鉄骨工	2, 500	36	配管工	2, 360
12	塗装工	2, 890	37	はつり工	2, 560
13	溶接工	2, 940	38	防水工	2, 940
14	運転手（特殊）	2, 510	39	板金工	2, 910
15	運転手（一般）	2, 240	40	サッシ工	2, 660
16	潜かん工	3, 110	41	内装工	2, 780
17	潜かん世話役	3, 690	42	ガラス工	2, 640
18	さく岩工	3, 130	43	ダクト工	2, 340
19	トンネル特殊工	3, 090	44	保温工	2, 310
20	トンネル作業員	2, 530	45	設備機械工	2, 330
21	トンネル世話役	3, 400	46	交通誘導警備員A	1, 580
22	橋りょう特殊工	3, 060	47	交通誘導警備員B	1, 380
23	橋りょう塗装工	3, 120			
24	橋りょう世話役	3, 530			
25	土木一般世話役	2, 580			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1, 043円（1時間当り）
---------	----------------

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	987円（1時間当り）
---------	-------------